

【高額介護サービス費等貸付事業について】

介護サービスを利用する上で一時的な自己負担額の支払いにお困りの方に資金を貸付します。

利用した介護サービスの利用者負担額が高額になり、一定額を超えたときは、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。しかし、新たに介護サービスを利用したとき等、支給までの間に負担する費用が高額なことからその資金を緊急に必要とする利用者の負担を軽減するため、本市では自己負担することとなる費用について資金を貸付けします。

1 ご利用できる方

本市の介護保険の被保険者で高額介護サービス費に相当する自己負担額が高額なために事業者への支払いに充てる資金が緊急に必要である者のうち、次のいずれにも該当しない方、

- ① 介護保険料を滞納している方
- ② 被保険者証に給付額減額等の記載がされている方
- ③ 過去に貸付を利用された方で、貸付金を目的外に利用した方
- ④ 生活保護者（介護扶助給付対象者）
- ⑤ 交通事故などにより要介護状態となった方で、既に加害者から損害賠償を受けた方

2 貸付の対象となる介護サービス

高額介護サービス費

（介護サービスを利用した場合に支払う自己負担額が一定の基準（利用者負担上限額）を超えた場合に、その超える額（＝高額介護サービス費）についての給付）

3 貸付額

高額介護サービス費として保険給付が見込まれる額について貸付を行います。

なお、この貸付金は無利子です。

4 貸付金を返済する方法

貸付申請の際に併せて保険給付の申請をしていただき、保険給付と貸付金を相殺することにより、貸付金を返済していただきます。また、保険給付が貸付金額を上回る場合は、相殺した残額を速やかにお支払いします。一方、保険給付が貸付額を下回る場合は、期限を定めて相殺できなかった金額についてお支払いいただきます。

申請の時期及び方法については裏面をご覧ください。

5 申請の時期及び方法

それぞれのサービスを利用した後で、下記の書類等を持って、各区の介護保険室にお越しください。なお、事業者へ支払うべき費用に一部又は全額の支払いが残っている場合は、区役所内等の銀行において事業者へ送金手続きをとっていただくため、利用者負担となる額と送金手数料について現金をあらかじめご用意いただく必要があります。

	高額サービス費 (居 宅)	高額サービス費 (施 設)
共 通	・被保険者証 ・印鑑 ・貸付申請書 ・代理人に対する委任状 ・区長に対する委任状 ・借用証書 ・保険給付請求書	・被保険者証 ・印鑑 ・貸付申請書 ・代理人に対する委任状 ・区長に対する委任状 ・借用証書 ・保険給付請求書
全額の支払いが済んでいる場合	・領収証 ・サービス利用票	・領収証
一部又は全額の支払いが残っている場合	・事業者からの請求書 ・サービス利用票 ・事業者の口座番号 ・利用者負担の現金 ・送金手数料	・事業者からの請求書 ・事業者の口座番号 ・利用者負担の現金 ・送金手数料

☐で囲われた書類について、代理人の方が申請される場合は、事前にご用意いただき申請の際に持参いただく必要があります。利用者ご本人が申請される場合は、各区の介護保険室に用意していますので、その場で記入いただくことも可能です。

[連絡先] 各区の高齢障害支援課 介護保険室

中 央 区 ☎ 221-2198

花 見 川 区 ☎ 275-6401

稲 毛 区 ☎ 284-6242

若 葉 区 ☎ 233-8264

緑 区 ☎ 292-9491

美 浜 区 ☎ 270-4073